

建設業許可のてびき



令和8年4月

鳥取県

県土整備部県土総務課

< 1. 建設業許可の概要について >

1-1. 建設業の許可 《法第3条》

- ◇建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。
- ◇ただし、軽微な建設工事※のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。

※軽微な建設工事とは《施行令第1条の2》	
「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ② 工事1件の請負代金の額が、1,500万円未満 ②延べ面積が、150㎡未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額が500万円未満の建設工事
○請負代金の額とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだもの。 ○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。	

1-2. 許可の有効期間 《法第3条》

- ◇許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
- ◇引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。
- ◇更新の許可申請書を提出している場合においては、有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。

1-3. 許可業種の区分 《法第3条》

- ◇許可は、建設工事の種類（全29業種）ごとに受けなければなりません。
- ◇各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。

区分	建設工事の種類	建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事	元請業者の立場で総合的にマネジメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行うために必要な業種

建設業法による建設工事の業種区分一覧表（別紙①）

1-4. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分 《法第3条》

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合

(「建設工事」は営業所を設置していない都道府県でも施工できます。)

営業所とは

「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいう。

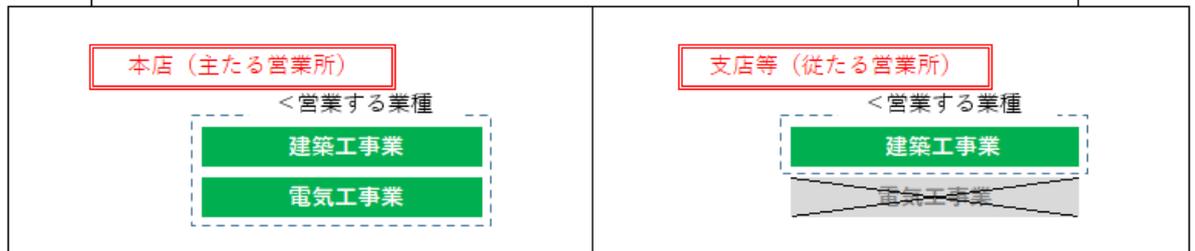
「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となる。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。《許可事務ガイドライン》

建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。そのため、上記の場合は営業所技術者の配置がなければ、軽微な工事のみであっても営業することはできません。《許可事務ガイドライン》

例



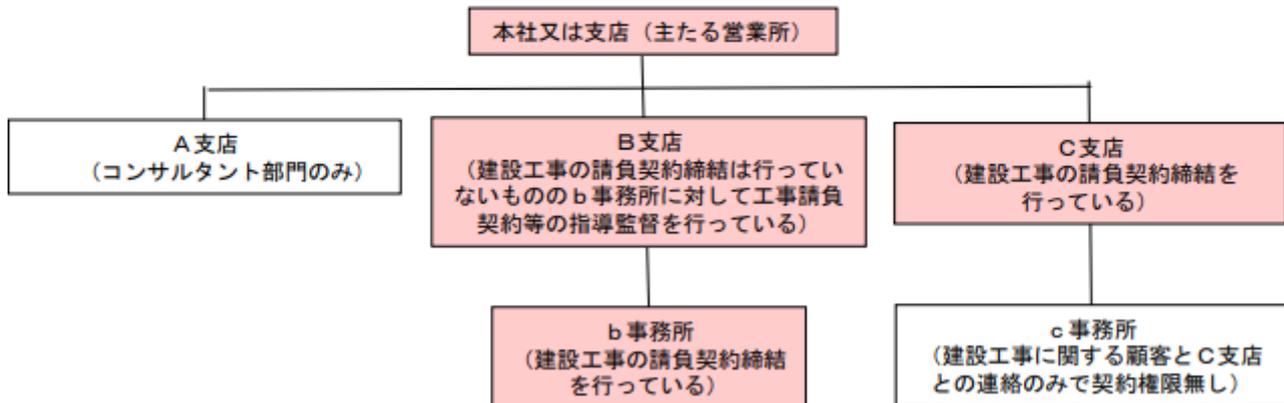
建設工事の種類	建築一式工事		電気工事		左記以外の工事		建築一式工事		電気工事		左記以外の工事	
	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外
営業所専任技術者の配置	必要		必要		不要		必要		不要		不要	
営業可能な建設工事	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×

建設業法上の「営業所」に該当する事務所とは

建設業法の「営業所」に該当する事務所

建設業法の「営業所」に該当しない事務所

本店は、通常「主たる営業所」に該当しますが、単なる登記上の本店にすぎない場合や、建設業を総括的に取り扱う支店等が別に存する場合などは、その法人の本社・本店と主たる営業所が別となる場合があります。



1-5. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分《法第3条》

◇「一般建設業」と「特定建設業」の区分は以下のとおりです。

特定建設業許可	発注者から直接請け負う（元請）1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が 5,000万円以上 （※）となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※建築工事業の場合は 8,000万円以上 ※下請契約が2以上あるときは、その総額 ※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。
一般建設業許可	上記以外の場合

<2. 許可の要件について>

2-1. 「許可要件」と「欠格要件」《法第7条、法第15条》 《法第8条》

◇建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

《許可要件》

- ① 建設業に係る「経營業務の管理」を適正に行うに足る能力を有する。
- ② 「営業所技術者」を営業所ごとに配置する。
- ③ 役員等、事業主・支配人、営業所の代表者の「誠実性」。
- ④ 「財産的基礎等」の要件を満たしている。

※許可要件①～②の要件を満たさなくなった場合は、当該建設業許可は取り消されます。

《欠格要件》

- ⑤ 法第8条各号のいずれかに該当する場合
- ⑥ 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

※法第8条第1号又は第7号～第14号に該当した場合は、当該建設業許可は取り消されます。

2-2. 常勤役員等《法第7条、法第15条》

建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（法第7条第1号）

◇施行規則第7条により、国土交通省令で定める基準は以下のとおりです。

経験期間の地位等	経營業務の管理責任者としての経験	【経營業務の管理責任者に準ずる地位】 執行役員等としての経験	【経營業務の管理責任者に準ずる地位】 経營業務を補佐した経験
経験の内容	業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等（営業取引上対外的に責任を有する地位）	経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験	業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位
必要年数	5年		6年
根拠法令	規則第7条第1号イ(1)	規則第7条第1号イ(2)	規則第7条第1号イ(3)

以下の体制(●+①または②)であることを確認することにより、経営の適正性を建設業者の体制により担保し、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして、国土交通省令で定める基準に適合する者であることとすることができます(規則第7条第1号ロ)。

●当該建設業者における5年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くこと

+

- ① 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- ② 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

※規則第7条第1号イ（2）（3）及びロに基づく申請（届出）については、事前にご相談ください。

会社組織により体制・実情が異なり、具体の確認資料名を例示することができないため、法人の役員経験等がない場合は、「役員に準ずる地位等」または、「役員を補佐している等」と確認できる資料を提出していただき、個別に審査を行うこととなります。

同業者証明では、法人内の役員補佐経験、社内の地位、従事業務内容、従事期間の証明にはなりません。

◇許可を取得した後に、上記要件を満たさなくなった場合は、許可は取消されます。

（法第29条第1項第1号）

「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいう。

「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

「役員のうち常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者をいう。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱う。

◇ 工事に関する現場事務所の長としての経験は含みません。

◇ 法人の役員には監査役、監事、有限責任社員及び事務局長などは含まれません。

◇ 個人の支配人は、登記されていることが前提です。

「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

「業務運営の業務経験」とは

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験（役員としての経験を含む）をいう。

（注）これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

申請者の会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいう。

《許可事務ガイドライン》

※1「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、法人の常勤役員、個人の事業主又は支配人、建設業許可のある支店又は営業所の長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験になります。

※2「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を請ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

※3 「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」（以下「補佐経験」という）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

※4 規則第7条第1号口に該当し、直接補佐者を置く場合、同一人物でも可。

主たる営業所には、法人であれば役員（監査役等を除く）のうち1名を、個人事業主の場合は本人又は登記した支配人のうち1名を、常勤役員等（補佐人がいる場合は、当該補佐人を含む。）として常勤（※5）で置かなければなりません。

※5 他社の常勤役員、地方公共団体の議員は、常勤性の観点から経營業務の管理責任者になれません。

その他の要件

適切な社会保険に加入していること

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、届書を提出した者であること。

2-3. 営業所技術者等 《法第7条、法第15条》

◇建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。

◇建設業の請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所に許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を持つ技術者を専任※で配置することが必要です。

※「専任」とは

その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む）して専らその職務に従事することを要する者をいう。

次に掲げるような者は、原則として「専任」の者とは認められません。

- 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- 他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

《許可事務ガイドライン》

営業所技術者等が工事現場の主任技術者または監理技術者を兼ねることは、原則として認められません。

◇営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

許可を受けようとする業種、区分（一般又は特定）により技術資格要件が異なります。

一般建設業（①～③のいずれか）	特定建設業（①～③のいずれか）
① 一定の国家資格等【注1】を有する者	① 一定の国家資格等【注1】を有する者
②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験【注2】を有する者	② 一般建設業の営業所専任技術者となり得る要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が5,000万円以上【注5】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注6】を有する者。ただし、指定建設業【注7】を除く
<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専修学校卒業後 3年以上 （専門士又は高度専門士称号者） ・専修学校卒業後（上記以外）5年以上 ・高等学校卒業後 5年以上	

<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の学歴の場合 10年以上 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者【注4】 ・技術検定1級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者(技士補含む)ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・技術検定2級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者(技士補含む)。ただし、指定建設業【注7】及び電気通信工事業は除く。 ・旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上、又は旧専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注9】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査を受け特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注7】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注8】
---	--

〔注1〕 営業所専任技術者となり得る国家資格者等有資格コード一覧（別紙②）

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドライン》

〔注3〕 指定学科一覧（別紙③）

〔注4〕 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（別紙④）

〔注5〕 以下についても5,000万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
 令和7年1月31日以前にあっては4,500万円以上、平成6年12月28日以前にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注6〕 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上〔注6〕であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。《許可事務ガイドライン》

〔注7〕 指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

〔注8〕 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

〔注9〕 外国資格一覧（別紙⑤）

2-4. 誠実性 《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

「不正な行為」とは	請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、法律に違反する行為
「不誠実な行為」とは	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

《許可事務ガイドライン》

(誠実性を満たさないとは・・・)

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者など
- ・暴力団等の実質的な経営上の支配を受けている者など

◆暴力団排除の徹底

役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「顧問」、「相談役」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。

また、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は役員には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとします。また、規則第7条第1号口の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含まれます。

※「令第3条に規定する使用人」とは、支配人及び支店又は営業所の代表者のことをいいます。

2-5. 財産的基礎等 《法第7条、法第15条》

◇許可を受けようとする者が建設工事の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

◇既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、また、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること	次のすべてに該当すること
①自己資本の額が500万円以上であること	①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
②500万円以上の資金を調達する能力を有すること	②流動比率が75%以上であること
③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

《許可事務ガイドライン》

原則として、許可申請時の直前決算期における財務諸表（新規設立の場合には創業時の財務諸表）により行います。一般建設業の新規は、①または②を満たしていなければなりません。（③は更新の時のみ）

※1 「自己資本」とは

法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額。

個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額。

※2 「500万円以上の資金調達能力」とは

担保とすべき不動産等を有していること等により500万円以上の資金について取引金融の預金残高証明書又は融資証明を得られること。

※3 「欠損の額」とは

法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額。

個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額。

※4 「流動比率」とは

流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの。（流動資産÷流動負債）（百分率）

※5 「資本金」とは

法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額。
個人にあっては期首資本金。

◆財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになってみただちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。(更新時等に判断)

2-6. 欠格要件 《法第8条》

◇許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。

①許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

②建設業者として適正を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの
(役員等、支配人又は営業所の長に該当者があつた場合を含む)

- ◎ 法人にあってはその法人や役員等、個人にあっては事業主、また、支配人、支店長や営業所長、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する法定代理人が下記に該当するときは、許可(更新許可等を含む。)を受けることはできません。
- ◎ これらの者が下記に該当しているにもかかわらず、申請書に虚偽の記載をしたり、事実を記載せずに許可を取得した場合には、不正な手段により許可を得たものとして、その許可は取消処分の対象となります。(この場合、許可取消の日からさらに5年間は、許可を受けることができなくなります。)
- ◎ また、これらの者が下記に該当することとなった場合(例えば、役員が刑法の傷害罪で罰金刑を受けた場合や、刑法の暴行罪で罰金刑を受けて5年を経過しない者を役員とした場合など)にも、当該許可は取消処分の対象となります。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員等又は、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(薬物運転致死傷)、第222条(脅迫)又は第247条(背任)
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10条前段(これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る)
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第14条第2項、第3項又は第4条前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。))第44

条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項

- ・「職業安定法（昭和22年法律第141号）」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

< 3. 許可申請の手続きについて >

3-1. 「申請区分」と「手数料」

申請区分	申請内容	手数料の額		申請の時期
		一般建設業のみ申請または特定建設業のみ申請	一般建設業と特定建設業を同時に申請	
新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	9万円	18万円	随時
許可換新規	国土交通大臣許可または他の都道府県知事許可から鳥取県知事許可へ換える場合	9万円	18万円	
般・特新規★	一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 または 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	9万円		
業種追加	一般建設業の許可を受けている者が他の一般建設業の許可を申請する場合 または 特定建設業の許可を受けている者が他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円	10万円	
更新	既に受けている建設業の許可をそのままの要件で続けて申請する場合	5万円	10万円	許可の有効期限が満了する3月前から30日前まで
般・特新規＋業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合		14万円	更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期限が満了する2月前まで
般・特新規＋更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合		14万円	
業種追加＋更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円	15万円 または 20万円	
般・特新規＋業種追加＋更新	「般・特新規」と「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合		19万円	

★特定建設業の許可のみを受けている場合

- ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。
- ・許可を受けている業種の全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に全部の業種を廃止させた後、新たに「新規」として一般建設業の申請を行う必要があります。

3-2. 許可申請書類

●申請書類A【4部（正本1部+副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考
		新規	追加	更新	
	申請書類A表紙（本書）				
（法定書類）	第1号	建設業許可申請書			
	別紙一	役員等の一覧表（法人）			
	別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）			
	別紙二（2）	営業所一覧表（更新）			
	別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄			
	別紙四	営業所技術者等一覧表			
添付書類	第2号	工事経歴書			追加の場合は追加業種分のみ
	第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額			追加の場合は追加業種+既許可分
	第4号	使用人数			<input type="checkbox"/>
	第6号	誓約書			
	第7号の3	健康保険等の加入状況			
	第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△
		定款（法人）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第15号～	財務諸表（法人）			
	第18号～	財務諸表（個人）			
	第20号	営業の沿革			
	第20号の2	所属建設業者団体		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第20号の3	主要取引金融機関名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		銀行の融資証明、残高証明等（申請日からさかのぼって1月以内のもの）		△	新規の一般建設業許可申請で自己資本が500万円未満の場合、追加の一般建設業許可申請で許可後5年未満かつ自己資本が500万円未満の場合に必要。
	※融資証明については、有効期間内であれば1月以内のものでなくても可				

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

■ : 不要 □ : 変更がなければ省略可能 △ : 該当する場合のみ添付

●申請書類B【4部（正本1部＋副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考
		新規	追加	更新	
	申請書類B表紙（本書）				
確認書類	営業所の外観及び事務所内の写真 ※外観（建物全景、看板、入口等）及び内部（営業所実態が確認できるもの）				更新申請の場合は建設業の許可票が確認できる写真も添付すること
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	規則			「様式第7号」又は「様式第7号の2」のいずれか該当する書類を提出すること。
別紙	常勤役員等の略歴書	第7条イ			
第7号の2（第1～4面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	規則			
別紙1	常勤役員等の略歴書	第7条ロ			
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				
確認書類	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	（法人）	<input type="checkbox"/>		
	・所得証明書 ・確定申告書（写し） ・建設業に関する契約書等（写し） ※いずれも5年分。1年につき1件。	（個人）	<input type="checkbox"/>		
	常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料	第7条ロ	<input type="checkbox"/>		
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）				
鳥1号	営業所技術者の略歴書				鳥取県独自様式
	資格証明書（合格証明書、免状等）				該当するものを添付
第9号	実務経験証明書				
	卒業証明（許可関連学科）＋実務経験証明書				
第10号	指導監督的実務経験証明書	（特定）	△	△	
	資格証明書（合格証明書、免状等）		△	△	
鳥2号	経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書		△	△	△ 該当がある場合のみ添付
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（※）				
	登記されていないことの証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※）				
	身分証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※）				
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△
第14号	株主（出資者）調書	（法人）			<input type="checkbox"/>
確認書類	登記事項証明書				<input type="checkbox"/>
	「健康保険の加入状況」に関する確認書類				
	健康保険 厚生年金保険	申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しくはこれに準ずる資料			
	雇用保険	申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料			
	『常勤役員等』『営業所技術者』の常勤性に関する確認書類（次のア～オのいずれか。上欄から優先）				
	ア	受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書、（70歳以上の場合は）厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ			
	イ	雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証			
	ウ	住民税特別徴収税額通知書			
	エ	所得税青色申告決算書（所得税収支内訳書）又は所得税確定申告書（個人）			
	オ	自社による常勤証明＋出勤簿、賃金台帳（各直近3か月分）			
	納税証明書（法人、個人共に事業税のもの）又は納税情報の確認に関する同意書				
	始末書（任意様式）				△

※役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書（様式第12号）の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

■ : 不要 □ : 変更がなければ省略可能 △ : 該当する場合のみ添付

●身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものです。各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。（※申請先は現住所ではなく、本籍地を管轄する戸籍係です。）

●登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

東京法務局又は各都道府県の法務局（本局）において、発行しています。

申請される際は、本籍地の記入誤りがないか、よくご確認ください。（※身分証明書の本籍地と相違ないことをご確認ください。）

登記されていないことの証明書の申請方法

【窓口で申請する場合】

〔申請先〕 〒680-0011

鳥取県鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎

鳥取地方法務局

電話：0857-22-2191

〒690-0886

鳥根県松江市母衣町50 松江法務合同庁舎

松江地方法務局

電話：0852-32-4200

【郵送で申請する場合】

〔申請先〕 〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1234

「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係について

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることとなります。

納税証明書が省略できます

令和8年4月1日から、建設業許可の申請及び
毎事業年度終了後の書類提出では、納税情報の
確認に許可申請者が同意した場合、納税証明書の
提出を省略することができるようになりました。

事業税に係る納税証明書の提出を省略する場合は

「納税情報の確認に関する同意書」

を提出してください。

様式のダウンロード・詳細は
鳥取県ホームページ
とりネット 県土総務課より

<https://www.pref.tottori.lg.jp/28184.htm>

鳥取県 県土整備部 県土総務課
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7347

(参考様式)

納税情報の確認に関する同意書

知事 殿

申請者

- 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第6条に規定する建設業許可の申請（法第17条において準用する場合を含む。）
- 法第11条に規定する毎事業年度終了の届出（法第17条において準用する場合を含む。）
- 法第17条の2に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第17条の3に規定する相続の認可の申請

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第4項、第10条第3項、第13条の2第8項又は第13条の3第6項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

同意年月日 (記入日)	令和 年 月 日
住所又は所在地	
事業者名	
代表者職・氏名	
法人番号 (法人の場合のみ)	

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続を省略できます。

【建設業許可申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【毎事業年度終了時】事業税の納付すべき額及び納付済額

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【相続の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

(参考様式)

納税情報の確認に関する同意書

知事 殿

申請者

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する建設業許可の申請（法第 17 条において準用する場合を含む。）
2. 法第 11 条に規定する毎事業年度終了の届出（法第 17 条において準用する場合を含む。）
3. 法第 17 条の 2 に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第 17 条の 3 に規定する相続の認可の申請

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 4 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 13 条の 2 第 8 項又は第 13 条の 3 第 6 項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

同意年月日 (記入日)	令和 年 月 日
住所又は所在地	
事業者名	
代表者職・氏名	
法人番号 (法人の場合のみ)	

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続を省略できます。

【建設業許可申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【毎事業年度終了時】事業税の納付すべき額及び納付済額

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【相続の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

3-3. 申請手数料の納付方法

① POS レジによる窓口納付

(1) POS レジ収納窓口

庁舎名	場所	収納窓口
県庁本庁舎	地下1階売店	(株)戸信
中部総合事務所	2号館1階	倉吉食品衛生協会
西部総合事務所	2号館1階	米子食品衛生協会

(2) 納付の流れ

- ・ 県土総務課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/299513.htm>) に掲載されている、申請内容に対応したバーコード納付票(pdf ファイル) を事前に印刷の上、POS レジ収納窓口にて手数料を納付し、提出用レシート(控1)を受け取ってください。
- ・ 県土整備局窓口にて持参していただき、提出用レシート(控1)を申請書類と一緒に提出してください。

(3) 支払方法

- ・ 現金
- ・ クレジットカード (VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, DinersClub)
- ・ 電子マネー (QUICPay, nanaco, 楽天Edy, WAON, iD, 交通系IC)
- ・ コード決済 (PayPay, auPay, d払い, 楽天Pay, ゆうちょPay, メルペイ)

② 納付書による納付

県土整備局窓口(鳥取・八頭・日野)で納付書を受け取り、金融機関又はコンビニで納付していただき、領収済証明書を申請書類と一緒に提出してください。

※電子申請により申請する場合は、県土総務課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/308823.htm>)に掲載されている別紙「電子申請用証紙貼付用紙」に、POS レジ(控1)または、納付済証を貼り付け、最寄りの県土整備事務所(県土整備局)に提出してください。

3-4. 電子申請手続き

【建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)】により、インターネット上で申請等を行えます。※従来どおり紙での申請も可能です。

① システムの操作について

システムの概要については、国土交通省ホームページ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(外部サイト) をご覧ください。申請者向けの操作マニュアルも掲載されています。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

② 補正等について

提出書類などに不備がある場合、システムから通知します。(Eメールではありません)ただし、電話で連絡する場合があります。

③ 許可通知書について

従来どおり紙で発行を行います。

④ 問い合わせ先

操作方法(ナビダイヤル0570-033-730:建設業情報管理センター)
手数料の支払方法(0857-26-7347・7454:鳥取県県土総務課)

3-5. 押印廃止

許可申請書類において、押印は不要となりました。

ただし、申請者以外が証明して発行する、経營業務の管理責任者としての経験年数、営業所技術者等の実務経験証明書は押印を求めます。

〈4. その他〉

● 許可後の注意事項について

- (1) 発注者から直接請け負った工事の施工にあたり、下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、その総額）が5千万円以上（建築一式工事にあつては8千万円以上）となる下請契約は、特定建設業の許可を受けた者でなければ締結できません。
- (2) 建設工事の請負にあたっては、工事内容など建設業法に定める事項を記載した契約書を作成すること。
- (3) 請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。また、他の建設業者から一括して請け負ってははいけません。
- (4) 許可後、申請内容の変更・更新、廃業等などに応じて届出が必要です。
- (5) 建設業法その他関連法令を遵守してください。

● 申請書等の閲覧について

建設業許可申請時（変更届も含む。）に提出された申請書類は、建設業法第13条の規定により閲覧所において公衆の閲覧に供することとなっております。

よって、提出された申請書類の内容については閲覧所において公開されることを御承知ください。

〈建設業申請等に係る閲覧所〉

鳥取県県土整備部閲覧室（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

● 本店以外の営業所の届出について（建設業許可）

常時建設工事の請負契約を締結する支店またはその他の事務所（建設業法上の「営業所」）は、その設置について届出が必要です。既に建設業許可をお持ちの方において、該当する営業所が現にあるか、新規に設置する場合には、下記の書類を変更届として提出してください。提出部数は、正本1部、副本2部の計3部です。

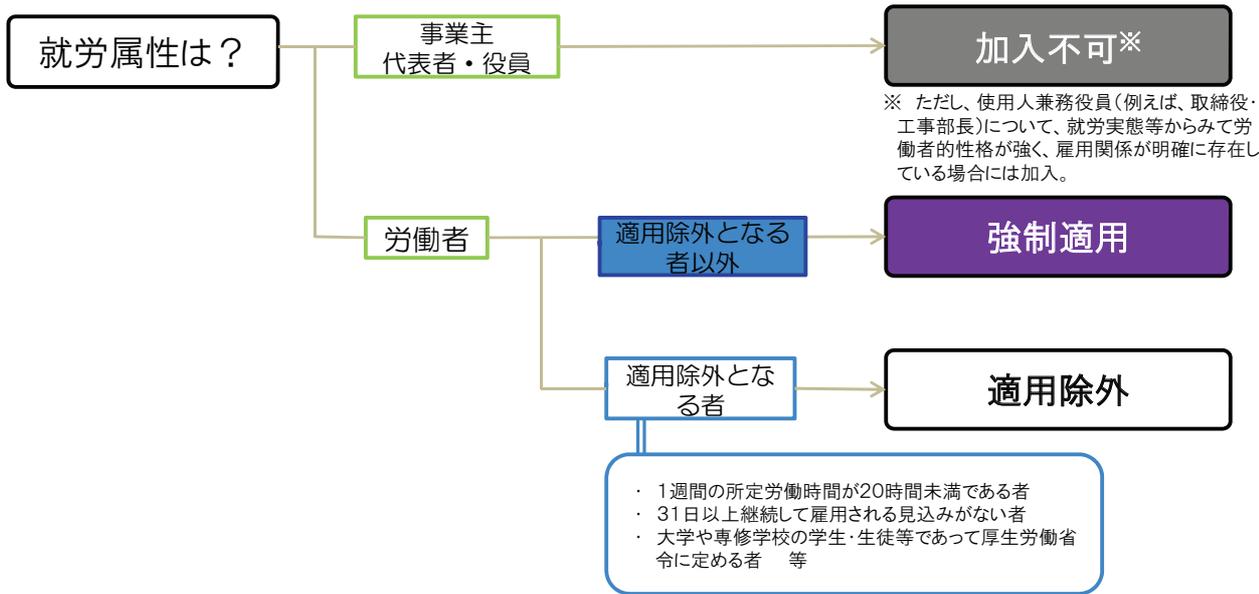
- ① 変更届出書（様式第22号の2）
変更届の本紙です。届出事項を「営業所の新設」としてご記入ください。
- ② 営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））
新設営業所の住所や、営む業種等の確認のため必要です。「営業所」欄に既存の営業所に加え、新設営業所について記載してください。
- ③ 誓約書（様式第6号）
新設営業所の使用人が建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していないことを確認するため必要です。
- ④ 営業所技術者証明書（様式第8号）
新設営業所にも、営業所技術者を必ず置いてください。既存の営業所の営業所技術者と兼任することはできません。
- ⑤ 営業所技術者の資格等を確認するための書類
卒業証明書、実務経験証明書（様式第9号）、資格証明書等を必要に応じて添付してください。
- ⑥ 営業所技術者の略歴書（別紙1）
新設営業所の営業所技術者の略歴書を添付してください。
- ⑦ 令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
新設営業所には、見積・入札・契約等の権限を委任された、当該営業所に常勤する使用人（令3条使用人）を必ず置いてください。通常は支店長、営業所長等を務められる方がこれにあたります。
- ⑧ 令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）
令3条使用人の住所、生年月日等に関する調書が必要です。記載要領は、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）に準じます。
- ⑨ 営業所の外観及び事務所内の写真
営業所の外観及び事務所内の写真を各1点添付してください。

- ⑩ 営業所技術者の常勤性を確認するための書類
営業所技術者の標準報酬決定通知書等を添付してください。
- ⑪ 登記されていないことの証明書及び身分証明書
令3条使用人の方が、成年被後見人及び被補佐人に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明するため、「登記されていないことの証明書」及び本籍地の市町村の長が証明する「身分証明書」を添付してください。

社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

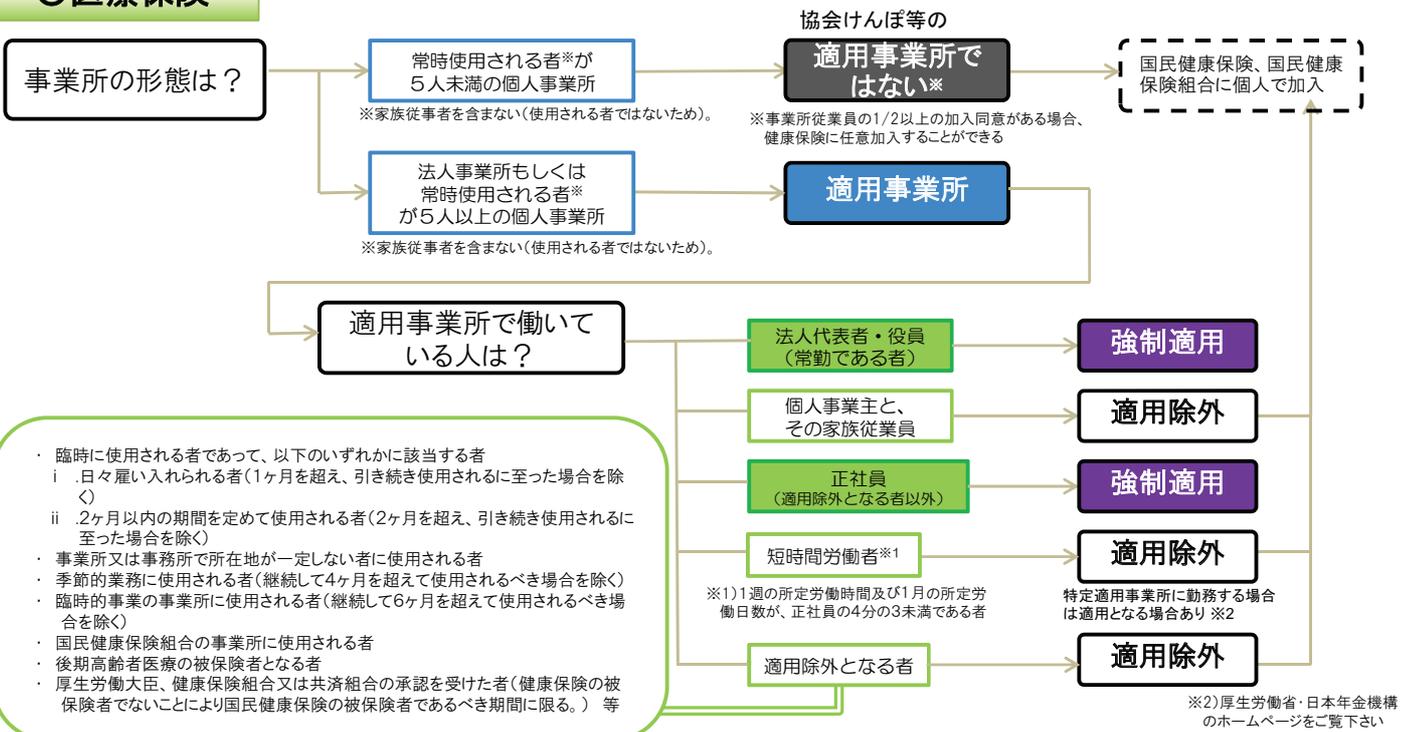


- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。
- ・平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

社会保険の適用関係について②

○医療保険

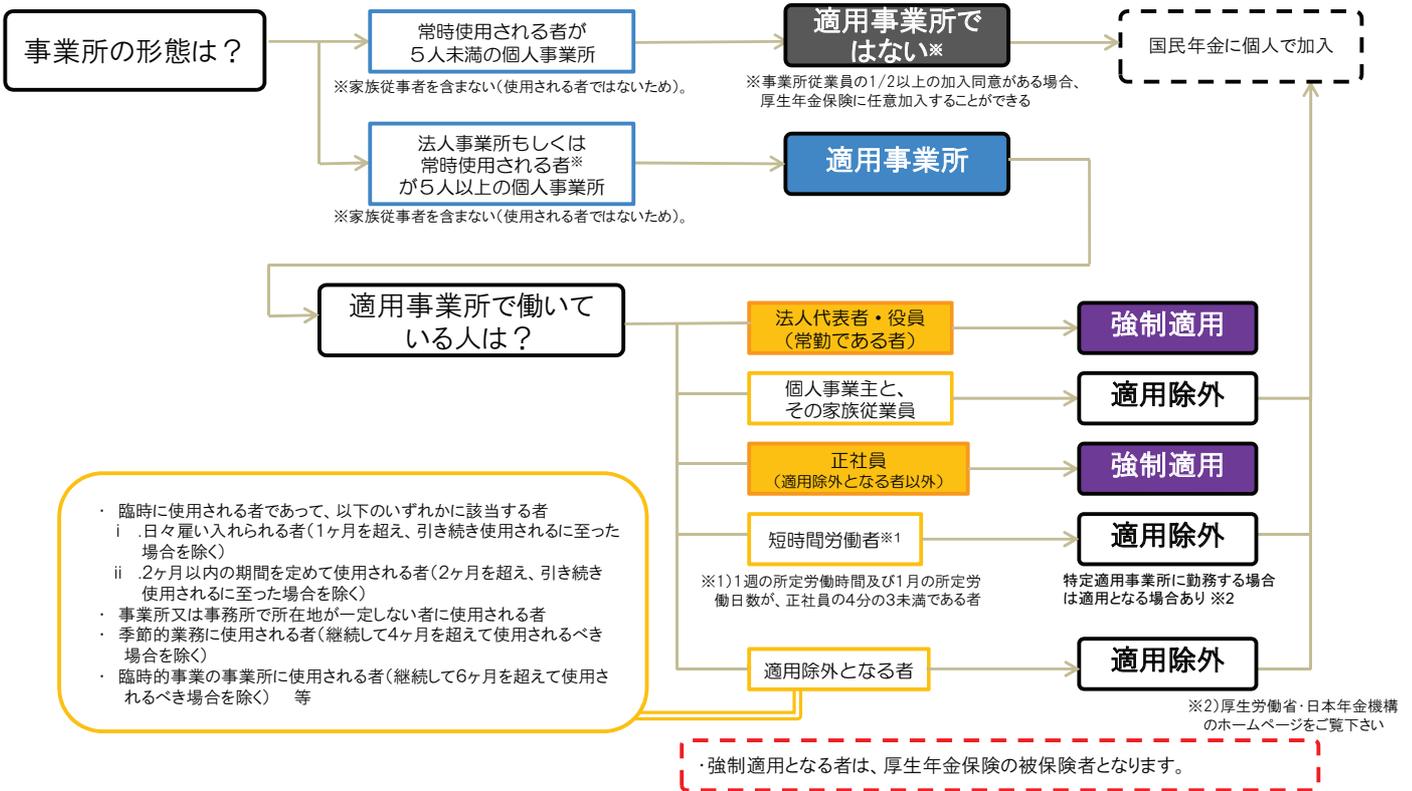
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合も「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療(適用除外)となります。国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

フローチャート:

- スタート → 建設工事に従事 (建設工事に従事) / 建設工事に従事以外(交通誘導、設計等) (ガイドライン対象外)
- 建設工事に従事 → 私は「労働者」です※1 (法人又は個人事業所に雇用されている方) / 私は「使用者」です (一人親方、個人事業主、法人事業主(役員等)の方)
- 「労働者」です → 「常勤雇用」です / アルバイト・短期間雇用者※2,3 / 日雇いです※4
- 「使用者」です → 一人親方です(実態も事業主としての「請負」です) / 個人事業所の代表です / 法人事業所の役員等です(株式会社/有限会社等)
- 年齢判定 (70歳未満/70歳以上) / (60歳未満/60歳以上)

保険の種類	加入によるメリット	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のための仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険	(雇用保険)※5	日雇雇用保険	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
社会保険	医療保険(健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	協会けんぽ健康保険組合 国民健康保険組合(建設業等)※6	国民健康保険 国民健康保険組合(建設業等)	協会けんぽ健康保険組合 国民健康保険組合(建設業等)※6						
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	厚生年金 適用除外	国民年金 適用除外	厚生年金 適用除外						

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。

●が印されている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。

適切に加入していない場合: 元請: 下請に対して加入指導
下請: 自社の労働者を加入させる

(参考) 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。元請が一括して加入(現場労災)

特別加入

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働準備を受け取る者です。
※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。
※7 これらの保険はガイドラインの対象外はしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

*ガイドライン「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ 個人で加入するもの

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)

(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

□ : 個人の責任において加入するもの

別紙①建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②スス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ)土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法柱の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷暖の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、染房工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は『屋根ふき工事』として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

別紙①建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『土・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄版等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄版」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『土・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、ふすま工事、家具工事、防音工事、たたみ工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を築造する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい排水施設等の建設工事は『水道施設工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は梯設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙②有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験） なお、電気工事業と消防施設工事業については資格取得後の経験が必要です。

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験） なお、電気工事業と消防施設工事業については資格取得後の経験が必要です。

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7*」…法第7条第2号八該当（国家資格取得者等+実務経験3年） 「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		7										7																	
	1F	1級建設機械施工管理技士補																													
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7										7																	
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	13	1級土木施工管理技士（注1）		7		7*	7	7	7*		7*	7	7*	7	7		7	7*		7*		7*		7*		7	7*	7			
	1H	1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	14	2級土木施工管理技士（注1）	種別	土木	7		7*	7	7	7*		7*	7	7	7		7*	7*		7*		7*		7*		7	7*	7			
	1J			土木			7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*
	15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装			7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	
	1K			鋼構造物塗装			7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*
	16	2級土木施工管理技士	種別	薬液注入			7*	7	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	
	1L			薬液注入			7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*
	20	1級建築施工管理技士（注1）			7	7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7*	7		7		7	7*	7*	7*	7*	7*	
	2C	1級建築施工管理技士補				7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*
	21	2級建築施工管理技士（注1）	種別	建築	7	7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	
	22			躯体			7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*
	23			仕上り			7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*
	2D	2級建築施工管理技士補				7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*
	27	1級電気工事施工管理技士								7											7*									7*	
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			7*									7*	
	28	2級電気工事施工管理技士								7											7*									7*	
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			7*									7*	
	29	1級管工事施工管理技士								7			7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	2G	1級管工事施工管理技士補											7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	30	2級管工事施工管理技士								7			7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	3A	2級管工事施工管理技士補											7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	31	1級電気通信工事施工管理技士																					7								
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																														
32	2級電気通信工事施工管理技士																						7								
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																														
33	1級造園施工管理技士					7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7	7*		7*	7*	7*	7*		
3D	1級造園施工管理技士補					7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7	7*		7*	7*	7*	7*		
34	2級造園施工管理技士					7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7	7*		7*	7*	7*	7*		
3E	2級造園施工管理技士補					7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7	7*		7*	7*	7*	7*		

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	37	1級建築士	7	7			7		7	7									7											
	38	2級建築士	7	7			7		7										7											
	39	木造建築士		7																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（注1）	7		7		7				7	7											7							7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）	7		7		7				7	7	7											7						7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7		7																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						7															7							
	45	機械・総合技術監理（機械）																			7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							7												7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							7																			7		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							7																7			7		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7		7									7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）													7															
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7		7																			7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							7																					
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							7																			7		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							7																			7	7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士						7																						
	56	第2種電気工事士【3年】						7																						
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】						7																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																					7							
	35	工事担任者（注2）【3年】																					7							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】						7																						
消防法	68	甲種 消防設備士																											7	
	69	乙種 消防設備士																											7	

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）なお、消防施設工事業については資格取得後の経験が必要です。
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）なお、消防施設工事業については資格取得後の経験が必要です。
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）なお、消防施設工事業については資格取得後の経験が必要です。
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3		3	3										3					
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9					9					9																	
1F	1級建設機械施工管理技士補																												
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）						8																						
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
13	1級土木施工管理技士（注1）	9		8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9		9	8※		8※		8※		8※		9	8※	9		
1H	1級土木施工管理技士補			8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		8※		8※	8※	8※	8※	8※
14	2級土木施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
1J	2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
15	2級土木施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
1K	2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
16	2級土木施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
1L	2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
20	1級建築施工管理技士（注1）	9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
2C	1級建築施工管理技士補			8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		8※		8※	8※	8※	8※	8※
21	2級建築施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
22	2級建築施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
23	2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
27	1級電気工事施工管理技士								9											8※									8※
2E	1級電気工事施工管理技士補																			8※									8※
28	2級電気工事施工管理技士																			8○									8○
2F	2級電気工事施工管理技士補																			8○									8○
29	1級管工事施工管理技士								9			8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		8※		8※	8※	8※	8※	8※
2G	1級管工事施工管理技士補											8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		8※		8※	8※	8※	8※	8※
30	2級管工事施工管理技士											8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
3A	2級管工事施工管理技士補											8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9						
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																												
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8						
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																												
33	1級造園施工管理技士			8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		9	8※	8※	8※	8※	8※	8※
3D	1級造園施工管理技士補			8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※		8※	8※		8※		8※		8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※
34	2級造園施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
3E	2級造園施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9								9														
	38	2級建築士		8			8			8									8														
	39	木造建築士			8																												
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（注1）	9		9			9				9	9											9							9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）	9			9		9			9	9	9											9							9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9										
	45	機械・総合技術監理（機械）																			9												
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9												9												
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																					9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																	9				9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9									9																		
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9								
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																			9								
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																								
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																						9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							9																					9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士 【3年】																															
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																															
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						8									
	35	工事担任者（注2） 【3年】																						8									
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																															
消防法	68	甲種 消防設備士																														8	
	69	乙種 消防設備士																														8	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		8																											
64	型枠施工		8	8																										
72	左官			8																										
57	とび・とび工				8																									8
73	コンクリート圧送施工				8																									
66	ウェルポイント施工				8																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工（注3）																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工										8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8					8																			
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工（注4）・製錬 <small>せいれん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注5）											8																		
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工（注6）					8										8														
85	板金・板金工・打出し板金															8														
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工																8													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工【塗装（〇〇塗装）を除く】																8													
89	建築塗装・建築塗装工【塗装（〇〇塗装）を含む】																8													
90	金属塗装・金属塗装工																8													
91	噴霧塗装																8													
67	路面標示施工																8													
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																					8								
95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																8													
98	さく井																									8				

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

登録基幹技能者（資格コード：36）について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者、登録建築測量基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者(うち左実10)
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者(うちと実10)、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者(うちと実10)、登録機械土工基幹技能者、登録PC基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者(うちと実10)、登録土工基幹技能者、登録発破・破碎基幹技能者、登録圧入工基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録あと施工アンカー基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者、登録計装基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者(うちし実10)
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者(うち塗実10)、登録標識・路面標示基幹技能者(うち塗実10)
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者(うち防実10)
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
機械器具設置工事業	登録計装基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者、登録計装基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。(※1, ※2)

- ※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成30年3月31日以前に修了されている方は、当該実務経験を10年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。
- ※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業(左欄にあるものに限りません。)に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、加対象とする建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります。(例:うち●実10…うち●の実務経験が10年以上ある場合に対象)

別紙③ 《建設業の種類別指定学科》

○学校教育法による高等学校及び専修学校の専門課程（卒業後実務経験が5年必要）

○同法による大学・高等専門学校及び専修学校の専門課程(専門士又は高度専門士を称するもの)(卒業後実務経験が3年必要)

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木，鉱山土木，森林土木，砂防，治山，緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。），都市工学，衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学，建築学，機械工学，都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学，機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学，建築学，都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学，鉱山学，機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

（注）法第7条第2号イ該当（指定の学科卒＋実務経験有）の技術者については，卒業証明書，称号授与書（写し）を提示のうえ実務経験証明書（5年又は3年）を提出してください。

別紙④

《実務経験要件の緩和について》

実務経験要件の緩和とは、実務経験による資格取得として通常10年の経験を要するところ、技術的に共通性がある業種からの実務経験年数の振り替えを認め、実質的に実務経験年数が短縮されることです。

1 実務経験の振り替えが可能な業種

(1) 一式工事から専門工事への実務経験振り替え

経験年数を振替する業種		申請業種
土木一式	⇒	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※矢印の方向にのみ振り替え可。右枠内の業種間での振り替えは不可

(2) 専門工事間での実務経験振り替え

大工	⇔	内装仕上
とび・大工	⇔	解体

※双方向で振り替え可

2 実務経験年数振り替えの条件（両方を満たすこと）

申請業種→8年を超える実務経験が必要

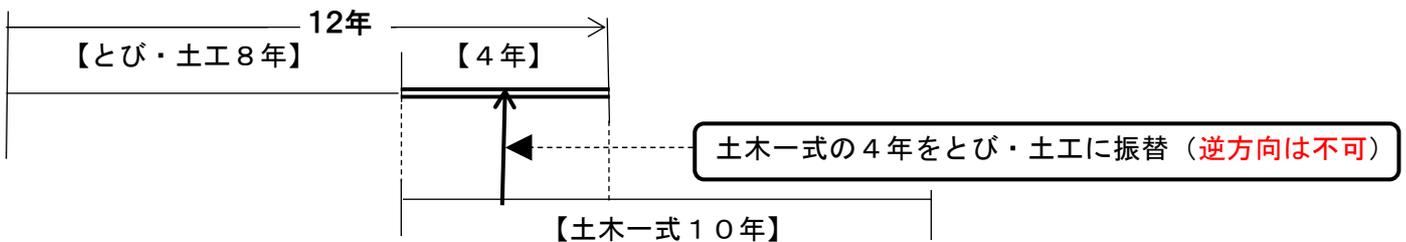
申請業種の実務経験+振り替えする業種の実務経験=12年以上

3 実務経験要件の緩和の効果

(例1) 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合→最大2年の期間短縮

土木一式で10年の実務経験、とび・土工で8年の実務経験（計18年）

→土木一式の実務経験4年をとび・土工工事に振り替えすることで要件緩和成立

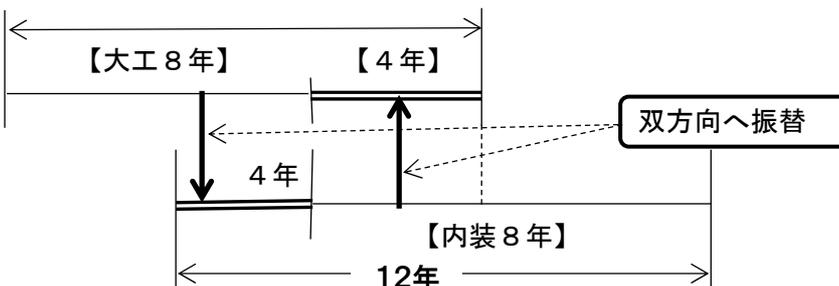


《土木一式工事（コード002）、とび・コンクリート工事（コード099）》

(例2) 専門工事間での実務経験振替の場合→最大4年の期間短縮

大工工事で8年の実務経験、内装仕上工事で8年の実務経験（計16年）

→双方の実務経験4年を双方に振り替えすることで要件緩和成立



《大工工事（コード099）、内装仕上工事（コード099）》

別紙⑤（主として外国の資格取得者で国土交通大臣が認定した方）

コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定したものに該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電機工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定したものに該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電機工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電機工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	舗装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体工事業 //

601	登録基幹技術者講習を修了した者と同等以上の潜在能力があると国土交通大臣が認定したものに該当
-----	---

1級技術者…法第15条第2号イに該当するもの(5点)
2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許を受けることによって直ちにハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者(2点)
その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技術者講習を修了した者及び2級技術者以外の者(1点)
登録機関技能者講習を修了した者…建設業法施行規則18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1級技術者以外の者(3点)

実務経験証明書の取扱いについて

実務経験をもって営業所技術者となる場合、様式第9号（実務経験証明書）を作成してください。

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法等により、原則として認められません。

【証明できる者】

証明は実務経験を積んでいた時期の使用者（法人又は個人事業主）が行ってください。

倒産・死亡等により当時の使用者からの証明を受けることができない場合には、その理由を備考欄に記載し、当時から営業を行っている同業他者の2者からの証明を受ける必要があります。この場合においても、証明期間において、使用者が建設業許可を有していない場合は、工事請負契約書等の書類確認ができなければ許可を取得することはできません。なお、同業他者は継続的に建設業を営んでいる必要がありますが、許可の有無、営業している業種に制限はありません。

また、個人事業主は自分自身の証明では信用性が不足するため、法人成の場合も法人設立以前のことについては、同業他者の2者による証明が必要です。

【添付書類】

（証明期間において、使用者が建設業許可を有していた場合）

・建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の写し

※ 証明しようとする業種に対応するものが必要です。対象業種の許可期間が分かる通知書等の全てを添付してください。

※ 鳥取県知事許可の場合は、許可番号、許可業種及びその許可期間について、様式第九号に記入することで、上記資料を省略可能です。

※ 許可を有している場合であっても、実際に工事を行っていた期間の合計が10年以上必要です。

（証明期間において、使用者が建設業許可を有していなかった場合）

・「実務経験の内容の欄」に記載した工事（他〇〇件と記載を省略したものを含む）を請け負ったことが確認できる資料（工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し）

※業種が明確に分かるものをご提出ください。

(記載例)

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A4)

実務経験証明書

下記の者は、 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○○年 ○月 ○日

使用者が建設業許可業者である場合、許可番号、許可業種、許可年月日を記入する。

(例)
鳥取県知事許可第0000号
造園工事業、平成2年5月13日許可

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。
(例)役員、社員、従業員等

鳥取市東町1-220
株式会社鳥取組

証明者 代表取締役 鳥取 太郎 印

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入する。

被証明者との関係 社員

技術者の氏名	県土保	生年月日	昭40年1月1日	使用された期	平成4年 4月から 平成26年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社鳥取組				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	森田邸造園工事 他10件			H16年 2月から	H17年 1月まで
"	中田邸造園工事 他5件			H17年 2月から	H18年 1月まで
"	堀田邸造園工事 他10件			H18年 2月から	H19年 1月まで
"	石田邸造園工事 他8件			H19年 2月から	H20年 1月まで
"	県土公園植栽工事 他10件			H20年 2月から	H21年 1月まで
"	総務ビル屋上緑化工事 他5件			H21年 2月から	H22年 1月まで
"	向田邸造園工事 他10件			H22年 2月から	H23年 1月まで
"	鳥取ビル外構植栽工事			H23年 2月から	H23年 5月まで
工事係長	建設業公園設備工事			H23年 5月から	H23年 11月まで
"	山田邸造園工事			H23年 12月から	H24年 1月まで
"	技術公園景石工事			H24年 2月から	H24年 6月まで
"	藤田ビル外構植栽工事			H24年 6月から	H24年 9月まで
"	谷田邸造園工事 他1件			H24年 10月から	H24年 10月まで
"	原田邸造園工事			H25年 11月から	H25年 4月まで
"	入札公園設備工事			H25年 4月から	H26年 3月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 (例)平成○年○月 会社解散のため 平成○年○月 事業主死亡のため 等			合計	満 10年 2月

実際に雇用されていた期間

10年の実務経験の場合、古いものから7年間は、1年ごとにまとめて記載できる。

直近3年間の工事については、1カ月ごと(工期が1カ月を超える場合は1工事ごと)に記載する。

実務経験年数は重複しないこと(合計年数に重複計上しない。)

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

営業所専任技術者等のテレワークに関するQ&A

No	質問	回答
1	「ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境」とは、具体的にどのような環境ですか。	ICT機器の使用状況等を含め総合的に判断する必要がありますが、例えば、メールを送受信・確認できることや、契約書、設計図書等の書面が確認できること、電話が常時つながること等が必要と考えられます。
2	営業所専任技術者に求められる「専任」の要件について、変更はありませんか。	営業所専任技術者の「専任」要件自体に変更はございません。「専任」の者とは、「建設業許可事務ガイドラインについて」【第7条関係】2.(1)に記載のとおり、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」のことを指します。
3	営業所専任技術者を含む営業所の従業員全員がテレワークを実施し、営業所が無人になっても問題ありませんか。	営業所専任技術者がテレワークを実施する場合は、「ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下」においてその職務に従事する必要があり、営業所が無人となる場合には、テレワーク中の連絡先等を発注者等が把握できるようにしておく必要があります。また、発注者等から対面での対応を求められることも想定されるため、営業所においては、対面での打ち合わせ等が可能な環境を整えておくことが必要と考えます。
4	営業所と著しく距離が離れた場所でテレワークを実施しても問題ありませんか。例えば、沖縄県在住の者が、北海道の営業所の専任技術者に就任することは可能ですか。	営業所専任技術者は、緊急時等には対面での説明・現場確認が求められるケースも考えられます。また、従来、営業所に常識上通勤不可能な遠距離に居住する者については「専任」要件を満たさないものと扱っていたことも踏まえ、営業所に常識上通勤不可能な場所でのテレワークについては、「専任」要件を満たさないものとします（「建設業許可事務ガイドラインについて」【第7条関係】2.(1)）。

建設業許可の申請・問合せ窓口

主たる営業所の所在地により窓口が異なりますので注意してください。

鳥取県知事許可

担当窓口	本店が所在する市町村
鳥取県土整備事務所 建設総務課 〒680-0061 鳥取市立川町6-176 電話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598	鳥取市、岩美町
八頭県土整備事務所 建設総務課 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3853 FAX 0858-72-3244	八頭町、智頭町、若桜町
中部総合事務所県土整備局 建設総務課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
西部総合事務所米子県土整備局 建設総務課 〒683-0054 米子市糺町1-160 電話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村
西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局 建設総務課 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398	江府町、日野町、日南町